

第 1 号

昭和 47 年 9 月 20 日

発 行



豊 中 市

人権教育推進委員協議会

(編集委員会)

発刊にあたって

会長 高畠 光明

仲秋の候となりました。委員のみなさまにはいよいよ清栄のこととおよろこび申し上げます。

昭和 45 年 4 月に発足しました本会も 3 年目を迎え、委員の方々の研修も回を重ねて深まってまいり、人権尊重の精神がようやく広がってまいりましたことを、ともどもに喜びあいたいと考えております。

しかし、同和問題がなお存在していることからも明らかのように、憲法で定めております基本的人権の確立とはほど遠い現状にあることを否めません。同和地区に集中している多くの差別は、同時に、私どもの

生活の中に存在して、私どもの生活の向上を妨げる大きな原因になっております。

自分でなく誰もがどのような差別も許さない、憲法どおりの住みよい社会を一日も早く実現したいと考えております。

今後、この機関紙を通じて、委員相互の意志の疎通をはかり、考えをたしかめうことから、互いに強く結びつくべきになればと念じております。

どうか、みなさまの機関紙として育てていただき、本会のめざすところに達することができますようにお願いしまして、発刊のご挨拶といたします。

今年度の活動の重点

今年度は組織の拡充・研修の質的向上、さらに市民に対する啓蒙活動を具体的に展開していくたいと考えております。

1. 組織の拡充

- 各地区で、地区委員会活動がすすめられるよう増員する。
- 高校・事業所・青年組織などにはたらくかけ組織化をはかる。

2. 研修活動

- 地区委員会単位で、委員互いの意見交換を中心とした研修の機会を設ける。
- 内容的にも、差別をなくす実践活動をおしすすめるための研修へと高める。

3. 啓蒙活動

- 機関紙を発行し主旨の徹底をはかる。
- 市民より人権作文、標語、ポスターの作品をつくる。
- 市民集会を開催し市民運動に高める。

地 域 ぐ る み の 同 和 教 育

大阪府教育委員会社会教育主事 太田善照氏

1. 基本的人権と同和教育

日本国憲法によって保障されている“基本的人権”は国民すべての権利である。

ところで基本的人権とは一体何であろうか。ある学校の朝の集会でひとりの児童が「ぼくらは生れた瞬間からかけがえのない人間です。」と宣言した。なものにもかえられない人間の尊厳と絶対性、人間の尊さへのゆるぎなき確信と自覚がみごとにほぐくまれている姿をここにみる。基本的人権とは、この“かけがえのない人間”的生涯にわたる”しあわせに生きる権利”をいうのである。

しあわせに生きるとは、具体的にいうと、健康（病気・公害・災害からの解放）・豊かなくらし（飢えと貧乏からの解放）、自由と平等（差別・圧迫からの解放）、文化的（無知・非文化からの解放）に生きることである。すべての人間は、みんなしあわせに生きていいく願いと権利をもっている。

しかし現実の社会ではしあわせに生きる権利が侵害されている。それが「差別」だといえると思う。なかでも、今日なら何人にも保障されているはずの結婚や就職の自由、教育や仕事の機会均等などが、いまなお保障されず、封建の野蛮と文化の悲惨の中に非人間的な生活を強制されている“部落差別”はその縮図であり、一日も早くこれをなくしきらねばならない。

「同対審答申」「同和対策事業特別措置法」は差別からの解放、人間性の創造を悲願とする部落解放運動50年のたたかいによって実現したものであるが、そこにこめられている人間の思想、解放へのあいみからきびしくま

なんで「国民的課題」としての部落解放を正しくとらえねばならない。

部落差別をなくしきっていくとりくみは、とりもなおさずすべての差別をなくすることに直接かかわっており、自らのしあわせを実現するためのすじ道である。同和問題が国民的課題であるといわれる本質もそこにあることを確認し、差別の現実をなによりも大切にすることが「同和教育」の出発点であることをはっきりとつかまねばならない。

富田林市の場合も、そこから学びながら、たび重なる差別事件のなかで、町ぐるみ、市民ぐるみの同和教育運動がめばえてきた。それを組織的に発展させ推進母体が富田林市同和教育推進協議会であり、30余の各種団体によって結成されたのは昭和42年の秋であった。

部落を解放し、生活と権利を保障していく教育が同和教育である以上、同和教育はすべての教育領域（家庭教育、職場教育も含めて）でとりくまれなければならないし、全国的に推進されねばならないものである。

“地域ぐるみの同和教育”というとき、このことをしっかりとふまえねばならない。

2. 何をどのようにとりくむか

① 社会的機能と役割り（市民総學習）

広報活動、市民読本、各種資料の配付・テレビ學習、市民集会、映画会、展示会、文化祭、講演会、研修会等による組織的、継続的な啓もう活動。

調査活動、教材づくり、講座、学級、サークル活動、地区學習会等による組織的、系統的な學習活動。

啓もう活動から学習への発展。学習活動から同和教育を日常化するとりくみ（生活課題・教育要求の学習化、運動化へ）まで高めることが必要である。とくに教育の基点である“家庭”“職域”に実践活動を定着させるとともに、各団体ごとの自主的なとりくみを重視しなければならない。

② 個人的機能と役割り（自己変革の学習）
部落解放運動は、すばらしい人格形成の場である。日本における教育差別の象徴である文盲を克服するとりくみをとおして自己を変革し、人間解放への大きな力となっている“識字学級”などはその典型である。

「字が書けるようになって、夕やけの景色はこんなにも美しいものかと思った。」「1日1文字を覚えると1年で365字が覚えられる。生きていてよかった。」これは識字学級でまなんんでいるお母さん達の感想である。

差別によってうばわれた“文字”をとりかえす母親たち。

一夕やけにみる美しい人間の心。一生きていてよかったという生命への展望。一解放運動への参加。一そこには教育の本質が見事にえがかれている。

同和教育のすばらしさは、自己の変革を集団学習の中から実現していくことにある。識字運動はその教訓ともいえるだろう。

観念やタテマエでなく、同情や仲よしでなく、自分の身のまわりを点検し、差別や運動の足どりからまなんで、人権認識、権利意識を差別現実のなかで高めていくとともに、生活のすみずみにまで「差別に手をかしていないか」の反省を深めながら、自分の生活要求と部落解放の願いをひとつに結び実践行動に立ち上がらねばならない。それは“他人”的ではなく“自分”的”のためにである。

同和教育は、人間をいたわるためにあるのではなく、人間を尊敬するために存在する。

社会的機能としての役割りを集団学習に重

点をおいている意味も、以上のような個人の機能を育て、お互いの人権を守り合うことによって、個人の人権を保障していくためのものであることを明らかにしておきたい。

したがって、日常の活動は、あくまでもひとりひとりの生活に依拠し、仕事の問題などに焦点をあててとりくまれねばならない。

3. 当面の課題

地域ぐるみの同和教育は、個人の変革とその集団化によって可能となり発展する。

部落の差別は、国民全体を差別するために政治的につくられたことを正しく理解し、ネティル子を起して差別の現実に対決し、いかりを燃やさねばならない。同和地区にだけなぜ住宅がというまちがった意識は、自分の現実や、権利意識の低さと、部落への予断と偏見が重なってつくりだしたものである。

部落と一般というように分裂させられてきた支配者の意図を歴史的・社会的に明らかにし、同じ日本人同志が差別しあうという不合理、非科学的な現実を一日も早くなくしきらねばならない。

人と人とのつながりをたちきる差別一分裂。人と人とのわけへだて、つまり「差別」がそのままにされていては、人間の連帯は破かいされてしまう。入みなにとてのしあわせの道はとざされてしまう。

私は、差別などしていない。いまさら差別や部落というのはどうもなどというのは、そこに現存する差別をみのがし、ゆるし、肯定する傍観者的な姿勢であり、真の差別者に加担する差別行為である。

いかなる差別もゆるさず、差別とたたかう立場にたったとき、はじめて差別をしない人間だといえましょう。—

うち破れない差別の壁はない。みんなの心と力を合わせ、「差別のない豊中市」を築こうではありませんか。—

(昭和47年6月29日 新委員第1回研修会 講演要旨)

第1回 中学校区研修会を ふりかえって

7月14日から10日間の予定で、本年度初の中学校区研修会が実施されました。各校区とも、新委員さんのご参加を願っておりました。関係で、どうしても新委員さんを中心に研修が進められる結果となりました。そこで、以前からの委員さんの中には、「何回同じことをするんだ」というささやきもありましたが、同和問題の認識は、単なる学問や、知識だけではありません。大事なことは、繰り返しの連続の中で順次意識変革への道を歩んでいきたいと念願しております。

いくら学問的、知識的に理解があっても差別をなくすために手をかさない人、差別によって不幸に陥し入れられている人を見て、ただ単に同情するだけで、その不幸の原因を取り除こうとしない差別の傍観者であっては、それはなんにもなりません。部落差別が厳然と社会意識としてある中で、差別をなくす側の人間になるか、差別を残す側の人間になるか“僕は中立や”とよく聞きますが、差別の中立などありません。もちろん、私たちは差別をなくす側の人間にならなければなりません。差別をなくすためには、一人一人があらゆる生活や、社会の場で差別の現実に学びながら差別ととりくみ、差別をなくし、差別を許さない努力と行動以外に解決の道はないと思っております。

今回は、どの校区でも映画「婦人と差別」

を上映し、その中からいろいろとご意見をおだしいただきました。

ある校区では、

「なぜあのような悲惨な実態を見せるのか」
そのため

「同和地区はひどい所や、あれではねえ——」

「かえって差別の再生産をしているのではないか」とか

「同和地区はかたまっているからだめで、思い切って分散すれば」

「一般地区と混住すれば差別はなくなると思う」とか

「地区名の公表はさけた方がよい、公表するから今まで何も知らなかつた人たちにも解ってしまうし、あそこもそうだったのか」ということになり差別の再生産をしているのではないか」

という意見も出てまいりました。

これらのことよく考えてみますとき、その根底にはやはり差別感があり、同和地区は別なんだとする偏見等がはっきりと出ています。地区名の公表にしても、平等の立場で考えれば何も不都合なことはありません。副読本「にんげん」に「わが子よ、おまえには胸をはってふるさとを名のらせたい」と出ていますが、この願いを私たちこそ理解する必要があるのです。分散論、混住論にいたっては、これ程無責任な考え方はありません。全く他人事としか考えていないからであり、居住、移転の自由を侵害する何ものでもありません。私たち推進委員各自がたえず自分自身に差別性がないか、問いかけ問いかけ、厳しくみつめてまいりたいと思います。

人権協の発展をかえりみて

委員としての自覚

田 原 翠 成
(45年度委嘱)

僕が私がもちよって

みんなできめた 暮しの目あて

いつもたしかめあい

励ましあって 守ってゆこう

困ったことを出しあって

みんなで考え方あい

手をとりあって進んでいこう

第22回全国同和教育研究大会が福岡で開催され、会場校の一教室に書かれていた詩が、今も浮かんでまいります——子どもどうしが考え、つくりだした約束でしょう。

始めてこの問題にとり組んだ私は、人権教育の重要性を痛感した次第です。

以来豊中に於ける人権教育推進について、高畠会長指導のもと、まず委員の研修より出発することになりました。他都市の視察また各中学校区研修会にと、知友の語らいの中で、次のようなことを耳にしたりしました。

“童話もそんなに詩になっているのか”との返答に、人権教育推進の程遠きを感じたり、“差別の心は絶対になくならない、部落の人達も差別をすることにより生きている。いくら私達がしてやっても”等々の言葉を聞くたび、いかに市民各層への推進をはかるべきかと考えさせられ、一般の人々の意識変革のむずかしさを感じました。

しかし委員の数も、年々増加されて來た今日、委員ひとりびとりが正しい認識の上にたって、推進活動をしていることが、目標達成

の原動力と信じております。

私には関係ない、また他人事のようにさえ感じておられる多くの市民に、1人でも多く、いや市民全体が、自己の問題として目を開き、「差別をしない。させない。許さない。」を言葉に生活をはかりたいものです。

2学期には、各種の研究会が計画されていますが、先ずは委員の積極的な参加と、市民各層への働きかけこそ、委員に課せられた使命であり、そこから差別の無い大豊中を築いて行くことができるでしょう。

差別を許さない人に

山 本 明
(46年度委嘱)

「同和」の「ド」の字も解していなかった私は、46年4月 人権協の推進委員に委嘱され、研修を重ねてまいりました。

しかし、委員を引き受けた以上は 年に数回の研修だけではリーダーとしての責任をはたしきれません。手近かにそろう書物、文献をできる限り目を通し、委員さん相互で意見の交換も積極的に取り組んでまいりました。

その結果、如何に部落差別が温存され、支配者階層に利用されてきたかという事実を如実に知りました。“今の世に そんな差別なんてあるものか”と考えていた人たちにも、私なりに説明し、理解していくところまでになりましたが。一方で解放運動のあり方、同和教育のすすめ方についても各自受け取り方の違いがあるのにも気がつきました。

私自身、同和問題について、まだ散々の疑問も解決できていませんが、そんな疑問、矛盾を一つ一つ解きほぐして、一步でも二歩

でも前に向って進みたいと念じています。

自分が差別を許さない人にならなければ、差別を許さない豊中市が、大阪が、日本が生れてこないと銘じつつ。

差別のない世の中を…

岡本 静子
(47年度委嘱)

同和教育、この言葉を知らない人はいないと思います。でも同和教育とは部落のある学校だけの教育だとお考えの方が案外多いのではないかでしょうか。正直言って私も最初はそう思っていました。機会があって勉強させていただくうちに同和教育が何であるか少しづつ理解できるようになりました。人間が人間を大事にする、自分もみんなも幸せになり、そしてこそ自分の幸せがあるのだと…そういう生き方のできる人を育てる教育、それが同和教育だと思います。自分を大切にし他人の大切さも認める。今、私達はそういう生き方ができているのでしょうか。その逆のことがずい分多いのではないでしょうか。自分は部落民ではないから同和教育など関係ないのだと、自分だけ、自分の子供だけの幸せを希っている私達ではないか。もう一度、裸になって考えてみようではありませんか。過去のある会合の後で、部落の婦人の方が「私には小さな娘がいます。今からその子の結婚のことが気にかかります。」としみじみ話されたことがあります。私はもう一度この言葉を身にしみて受けとめてみたいと思います。私達の毎日の生活の中でも、さまざま嘆きや悲しみ、不満があって、それらのもとを掘り起せばいろいろな形の差別にぶつかること

があると思います。でもその中で未解放部落の受けてる差別が一番ひびしい形であることは皆さんもご存知かと思います。学校教育の中で先生方はすべての子どもたちに、生れて来た甲斐のある様な世の中をつくってゆく能力を与えようと懸命に取り組んでいらっしゃいます。それをしっかり支えてやれる母親になる努力を、皆様とともに、これからも続けていきたいと思います。

「研修会に参加して」

被昇天学園文化祭同和教育班

私たち、被昇天高校3年は、文化祭のテーマとして「教育」をとりあげることにし、同和教育班の私たちは、各研修会に参加して、非常によい勉強をさせていただきました。

校風のせいもあって、私たちは同和問題にはほとんどといってよいくらい接したこともなく、また無関心もありました。この研修会に参加してはじめて、このような問題にとり組んでおられる方々の熱心さを知りました。

プログラムの中の映画や実際の問題を取り扱った資料を見て、未解放部落がまだ数多く存在しているという事実に驚き、何よりも感じたことは、これからこの問題に取り組んでいかなければならない私たちと同世代の高校生の中にも、差別意識があるということです。

今までの私たちのようにこの問題を全然耳にしないということが果して理想的だといえるでしょうか。私たちは、この現状や、これから世代が同和問題に対して、どのような態度をとるべきか、という問題をとりあげ、少しでも多くの人に現状を知ってもらい何かを感じとってもらうことを希望しています。

今年の研修計画と実施状況報告



(7月19日 五中校区研修会のようす)

人権協では、委員のみなさま方にご研修いただく機会ができるだけ多く設定するとともに、参加しやすい条件についてもいろいろと検討いたしております。

今年度は、下記の研修計画をたて実施しています。

① 中央研修会 全委員対象(5・9・2月)

② 中学校区研修会

各中学校区ごと(7・10・2月)

※10月は、地区委員会ごとに実施します。

③ 新委員研修会 新委員を対象(6・7月)

④ その他の研修

○視察研修 役員・常任委員・地区代表委員を対象(11月)

○研究大会参加 全国同和教育研究大会に代表者が参加(11月)

○役員・常任委員研修 (5・1月)

研修のもち方・内容等につき、委員のみなさま方の積極的なご意見をお聞かせ下さい。

研修会の参加者数報告

5月 8日	役員・常任委員研修	27名
5月13日	第1回中央研修会	168〃
6月29日	第1回新委員研修会	286〃
7月14日	第1回中学校区研修	418〃
～25日	会	
7月28日	第2回新委員研修会	175〃

規程改正特別委員会経過報告

今年度初頭の常任委員会で、人権協も発足以来3年目に入り、発足当時の規程では何かと不備な点が指摘され、改正の必要ありということに決まり、特別委員会をつくり去る8月8日と22日の2回にわたり審議しました。

第1回目は、村田副会長の原案や他都市の規程等を参考にしながら大綱的に意見を出し合い、2回目は、人権協の目的・方針そして組織や任期の問題等にわたり、各委員の活発なご討議により大体まとまりかけております。来る9月12日に最終

的な意見の調整をして、常任委員会に提出したいと考えております。なお、本委員会は人権協の基本精神である基本的人権の平等と、あらゆる差別に対する豊中全市民の意識の変革と、それに必要な研修を目的として規程改正にとりくんでおります。新しく改正されます規程は、組織、任期、任務等細部にわたり改正されますが、それは人権協の基本精神をより活かすためのものでありますので、何とぞ各委員の皆様には、真の目的をご理解下さいまして、本会の今後の発展のためご協力下さいますようよろしくお願いいたします。

(9・1記)

八尾市・富田林市の

同和教育月間行事に参加して

5月21日の富田林市の視察に引きつづいて、5月24日～26日に開催の八尾市の第7回同和教育月間行事に参加してまいりました。

そして、その模様を来年2月に開催予定の私たち人権協の市民集会の参考になればとできるだけフィルムにおさめてまいりましたので後日、そのスライドを見ていただいて、皆様方のご理解を賜わりたいと思っております。

そして、特に私たちも来たる2月の市民集会をより意義あるものにするためには、耳からの催しものだけでなく、目からも理解していただきため、人権尊重の標語、ポスター、作文などの応募作品の立体的展示をぜひ考え

てみなければと思いました。またいろいろ先方の係の人に伺った話によると、私たちの人権協と視察先の同和教育推進協議会とは組織面で大分違いがあり、先方は解放同盟も行政も民間団体もみな団体ぐるみで参加しているため、標語、ポスター、作文等の展示のほかに各部落の歴史とか、各地区の解放運動の経過とか、婦人、青年、子ども会の活動等が解り易く写真と共に展示されていました。また展示品その他は中央会場の催し期間がすめば各学校区単位で巡回展示され、広く市民の研修に供されるとのことでした。その他の行事としては、フィルムフォーラムと大阪教育大学の盛田先生の講演及び狹山事件の写真入り展示がありました。

全体的にみて人権意識の高揚と、絶対に差別を許さないという全市的なとりくみの姿勢が行事の表面に大きくじみでていました。

「編集後記」

人権協も、3年目に入り、委員の皆様及び市民への啓蒙を兼ねて、機関紙の発行となり多くの人々の協力によって、紙面の編集ができましたことを心からお礼申し上げます。

○紙名については、たくさんの人たちより、ご応募いたしましたが、誰でもわかる“じんけん”とし、教育長さんに書いていただきバックに一石を投じて、市民の皆様への波紋を表徴しました。その一石に各委員さん方がなっていただければありがたいと思います。
○機関紙の方向づけとしましては、この会の規程にあります目的、①基本的人権を守り、

②一切の差別をなくし、③民主主義思想を市民に普及徹底する。以上の基本理念を確認しながら広報活動の一環を荷っていきたいと思っていますので、お気付きの点をアドバイスしていただき “皆様方の皆様方による”機関紙に育てていって欲しいと思います。

○今後の編集方針としまして、上記しましたように、委員相互の情報を交換し、交流の場としたいと思っていますので、奮ってご投稿くださることを心から願っております。④日ごろ各委員の感じておられること、⑤地区活動の状況報告等、⑥研修内容についてのご意見、⑦資料の提供等。

なんといっても、各委員からの盛上りの場であってこそ、機関紙の価値が存在するのだと思いますのでよろしくお願ひいたします。